

愛媛県 建設業社会保険加入推進地域会議

議 事 次 第

日時：令和元年7月1日（月）13：30～

会場：愛媛県総合社会福祉会館 多目的ホール

1. 開 会

挨拶（主催者代表）

愛媛県 土木部 土木管理局 土木管理課長 江里 寿樹

一般社団法人 愛媛県建設業協会 会長 中畑 健右

2. 議 事

①取組事例について

五洋建設株式会社 四国支店 部長 久原 祥 様

②社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準の採択

愛媛県 土木部 土木管理局 土木管理課
主 幹 土佐 学

建設産業専門団体 四国地区連合会 会長 武田 美治

3. 閉 会

「愛媛県建設業社会保険加入推進地域会議」について

～この取組の趣旨にご賛同いただける建設企業の皆様、是非ご参加ください。～

目 的

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び事業者間の公平で健全な競争環境の構築を目的に、平成24年度より、建設業界と行政が一体となって取り組んできた建設業における社会保険加入対策については、社会保険への加入率が上昇する等、着実に効果が現れてきているところです。

この取組の更なる徹底を図っていくためには、より地域に根ざした取組としていくことが重要です。このため、小規模事業者も含めた地域レベルでの取組への理解を広げ、更なる加入促進につなげることを目的として、本会議を開催するものです。

※ 本会議の設置は、行政・建設業団体等で構成される「第2回建設業社会保険推進連絡協議会」(H30.1.15)において、社会保険対策の今後の取組の方向性の一つとして、「社会保険加入推進地域会議」を全国展開することとされており、四国管内では、香川県(平成30年3月1日開催)、高知県(平成30年9月18日開催)、徳島県(平成30年12月10日開催)に続いて、4県目の開催となります。

内 容

- ・建設企業による社会保険加入対策の取組事例の紹介
- ・社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準の採択

※ 一定の適正な受注環境のもとでの営業活動が行われることにより、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保に繋がることが期待されます。

なお、『行動基準』採択後、行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として募集し、四国地方整備局のHP等で宣言企業リストの形で公表させていただくことを予定しています。

対象者

- ・愛媛県内に拠点を置く建設企業
- ・愛媛県内での施工実績を有する建設企業

※法人、個人事業主は問いません。また、建設業関係団体への加盟・非加盟も問いません。

主催者

愛媛県、(一社)愛媛県建設業協会、愛媛県建設産業団体連合会、
(一社)日本建設業連合会四国支部、建設産業専門団体四国地区連合会、
四国地方整備局

○事務局 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」

【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、「愛媛県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

令和 年 月 日

会社名

代表者

所在地 〒

【送付先・問い合わせ先】

愛媛県建設業社会保険加入推進地域会議 事務局
(四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課)

FAX 087-811-8414 / TEL 087-811-8314

- 都道府県毎に開催している「社会保険加入推進地域会議」において、取組事例を紹介した企業や社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準を採択した企業など、地域に根ざして社会保険加入に関して優良な取組を実施している企業が存在。
- これらの企業がその取組を対外的にPRできるようなステッカー等を作成することにより、地域において社会保険加入対策に積極的に取り組む企業を支援。



▲ 地元企業による自社での取組事例の紹介

▼ 行動基準の採択

社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準	
元請企業	1. 工事を受注する際には施行に携わる作業員に係る法定福利費を適切に精算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと 2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること 3. …(略)…
下請企業	1. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に精算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと 2. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること 3. …(略)…

(イメージ)



社会保険加入に積極的に取り組んでいることを対外的にPRできるよう、ステッカー、ポスター、データフォーマットを提供



▲ 事務所内外にステッカーやポスターを掲示



△△株式会社

代表取締役

〇〇〇〇

〒000-0000 東京都千代田区 × × × ×
× × オフィスビル2階
TEL 03-0000-0000
FAX 03-0000-0000

▲ 企業パンフレット、名刺等に印字

【ステッカー（特別版）】



※事例紹介した企業向けを想定

【ステッカー（通常版）】



※行動基準採択企業（事例紹介企業を除く）向けを想定

【ポスター】



※ポスター下部のクレジットは、各地整等バージョンを作成

【電子フォーマット】



各企業において、名刺や企業パンフレットなどに活用可能

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
事業所の形態	常用労働者の数				
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	5人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人事業主	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
(この場合は、協会けんぽに加入し直す必要は無い。)

※2 適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。
(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>)

※3 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※3 但し、一人親方は請負としての働き方をして
いる場合に限る(詳しくは、一人親方「社会
保険加入にあたっての判断事例集」参照)

☐ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

☐ : 個人の責任において加入するもの

「下請指導ガイドライン」における
「適切な保険」の範囲

3保険

医療保険及び年金保険

3保険

雇用保険
(医療保険と年金保険については個人
で加入)

(医療保険と年金保険については個人
で加入)※3

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなどして、適切な保険の確認を促してください。
下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。

【従事する作業の内容】

ガイドラインで定める現場入場制限は建設工事を対象としています。
ただし、他業種についても同様に社会保険への加入は法令上の義務です。

【労働者か使用者か】

「労働者」であるか「使用者」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。

【働き方】

働き方によって加入すべき保険の種類が変わってきます。
一人親方の場合は、実態としても「請負」であるか注意してください。

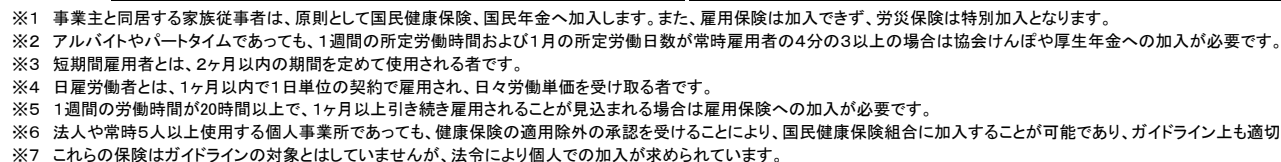
【事業所の形態】

「法人」であるか「個人」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。
また、「個人」の場合は従業員数によっても変わってきます。

【労働者の年齢】

厚生年金は原則70歳未満が被保険者となります。
70歳以上は適用除外です。
健康保険は75歳以上で後期高齢者医療(適用除外)となります。

国民年金は原則60歳未満が被保険者となります。



*ガイドライン…「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

☐ 事業主に従業員を加入させる義務があるもの ☐ 個人で加入するもの

働き方チェックシート

「雇用」と「請負」の判断の参考としてください。

以下の設問で、あなたの働き方はどちらに近いですか？

（一人親方であっても、実態として仕事の指示や指揮監督を受けていると、労働者に当たると判断され、会社で保険加入するべき場合がありますので、このチェックシートで確認してください。）

Q1. 仕事先から意に沿わない仕事を頼まれたら、自分の判断で断る自由はありますか 仕事先：あなたに工事を発注する会社	☐ 自分に断る自由はない	☐ 自分に断る自由がある
Q2. 仕事が早く終わった時などに仕事先から予定外の仕事を求められた場合に断る自由はありますか	☐ 自分に断る自由はない	☐ 自分に断る自由がある
Q3. 仕事先の会社の就業規則など服務規律の適用を受けていますか	☐ 受けている	☐ 受けていない
Q4. 仕事先から仕事の就業規則（始業・終業）を決められていますか	☐ 仕事先から決められている	☐ 自分で決められる
Q5. 当日の仕事が早く終わった時に自分の判断で仕事を終えることはできますか	☐ 仕事を終えて良いかは仕事先の了解が必要	☐ 自分の判断で仕事を終えることができる
Q6. 仕事が早く終わった時に自分で見つけた他の現場の仕事をすることができますか	☐ 別の現場での仕事を行うことは許されない	☐ 別の現場で仕事を行うこともできる
Q7. 仕事先からの工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、日々の仕事の内容は方法はどのように決めていますか	☐ 毎日細かな指示や具体的な指示を受けて働く	☐ 毎日の仕事量、配分や進め方は自分の裁量で判断している
Q8. あなたの都合が悪くなり、頼まれた仕事を代わりの者に行わせる場合はどのようにしていますか	☐ 会社が代わりの者を探す	☐ 自分の判断で代わりの者を探す
Q9. あなたの頼まれた仕事を代わりの者が行った場合の報酬（工事代金又は賃金）は仕事先から誰が受け取りますか	☐ 代わりをした者	☐ 自分
Q10. あなたの通常の実務ミスやあなたの責任による作業遅延によって損害が生じた場合、誰がその損害を負担しますか	☐ 仕事を依頼した会社が負担する	☐ 自分が負担する
Q11. あなたが仕事で使う機械・器具（手元工具を除く）は誰が提供していますか	☐ 仕事を依頼した会社が提供する	☐ 必要な機械・器具は自分で持ち込む
Q12. あなたが仕事で使う材料は誰が提供していますか	☐ 仕事を依頼した会社が提供する	☐ すべて自分で調達する
Q13. あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか	☐ 一日あたりの単価など働いた時間による	☐ 工事の出来高見合い

左右で☑が多くついた方はどちらですか

左に☑が多い → 一人親方でない可能性が高い
右に☑が多い → 一人親方の可能性が高い

※労働者性は総合的に判断されるため、左側に☑が多くついたからといって、必ずしも労働者となるとは限りません。

労働者性が強い
(雇用されるべき労働者)

事業者性が強い
(一人親方)